## 令和6年度の公定価格について

令和6年4月 こども・子育て支援課保育係

## 1 制度改正について(令和6年4月~)

制度全体としては、大きな改正はありません。

## 2 公定価格の改正について(令和6年4月~)

「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する件」(令和6年こども家庭庁告示第9号)が令和6年3月29日に公布されたことにより、単価表の改定がされました。

## 3 その他

- 令和5年度人事勧告の影響額以上に賃金を支払った事業者への対応が追加されました。
- 処遇改善等加算 I ~ Ⅲについて、誓約書を提出することで計画書の作成・提出が不要となりました。
- ・ 処遇改善等加算Ⅱ・Ⅲの基礎職員数の算定において、4歳以上児配置改善加算が追加されました。

## 処遇改善等加算について

## 1 制度改正について(令和6年4月~)

#### (1) 処遇改善等加算 |・||について

- ① 前年度、加算適用を受けている場合、誓約書を提出することで計画書の作成・提出が不要となります。
- ② 令和5年度人事勧告の影響額以上に賃金を支払った事業者への対応が追加されました

#### (2) 処遇改善等加算 || について

- ① 前年度、加算適用を受けている場合、誓約書を提出することで計画書の作成・提出が不要となります。
- ② 令和5年度人事勧告の影響額以上に賃金を支払った事業者への対応が追加されました。
- ③ 段階的に対象職員に研修受講要件が課されております。 (次頁参照)

## 2 審査開始時期(予定)について

- 国通知発出後、取りまとめを依頼する予定です。(例年8月~9月頃)
- 加算Ⅱの対象職員の研修受講要件の確認のみ先行して実施します。

#### 処遇改善等加算Ⅱ

# 研修受講要件等について

## 1 令和6年度の対象者等

(1) 対象者

人数Aの職員(副主任保育士、副主幹保育教諭、中核リーダー、専門リーダー) 人数Bの職員(職務分野別専門リーダー、若手リーダー)

(2) 要件

人数A:2分野 又は 30時間以上(令和5年度末までに受講した研修)

人数 B: 1分野 又は 15時間以上(令和5年度末までに受講した研修)

(3) 参考(令和6年度の要件)

人数A:3分野 又は 45時間以上

## 2 注意点

- 加算 II については、基本給又は毎月支払われる手当によって支給すること。
- ・ 人数Aについては、月額4万円を支給する職員を1人以上配置すること。
- ・ 要件を満たさない場合は、加算Ⅱの対象外となること。

## 3 対象となる研修について

· キャリアアップ研修(県及び指定機関)、認定団体が実施する研修(原則H29以降)